

## お支払いの対象となる宅地・田畑以外の土地および立木について

## 1. 定義

当社事故発生時点に、避難指示区域内に存在していた宅地・田畑以外の土地および立木を、以下のとおり分類させていただきます。

## (1) 宅地・田畑以外の土地

項目	定義
	具体例
準宅地	造成工事が行われ、整地されている土地(宅地と同等の性質を持つ土地)
	駐車場、資材置場、造成工事がなされた土地、進入路など
事業地	その土地上で収益を得る事業を営むために造成された土地(宅地、準宅地、田畑、山林の土地を除く)
	牧場、境内地、墓地、鉱泉地、ゴルフ場、産業廃棄物処理用地、ゴルフ練習場、公園、釣堀など
山林の土地	土地の大半を樹木が占めている土地(果樹園、茶畑等の畑を除く)
	森林の土地、保安林の土地、砂防林の土地など
原野等の土地	宅地、準宅地、田畑、事業地、山林の土地以外の土地
	原野(野原)、池沼、堤、防火用地、溜池、用悪水路など

## (2) 立木

立木	山林の土地に生育する市場価値のある樹木(人工林、天然林)
	植林され手入れされた森林、天然の森林など

## 2. 資産の確認方法

当社にお送りいただいた固定資産課税情報(課税地目)をもとに、所有されている資産が宅地・田畑以外の土地の各賠償項目に該当することを確認させていただきます。なお、固定資産課税情報で賠償項目の確認ができない場合は、代替の証明書類をお送りいただき、当社事故発生時点での利用状況を確認させていただきます。

## (1) 準宅地

項目	課税地目	課税地目の説明
準宅地	宅地比準雑種地	付近の宅地の価格をもととして評価する雑種地
	雑種地(宅地並分)	
	雑種地(宅)	
	駐車場	駐車場として利用している土地
	雑種地(駐)	
	資材置場	資材置場として利用している土地
	雑種地(資)	
併用住宅地	一部を居住用として利用している建物がある土地	

なお、固定資産税評価額の単価が宅地同等水準\* 以上の場合は準宅地として賠償させていただきます（ただし、課税地目が事業地に該当する場合があります）。  
\* 宅地同等水準は、福島県内の標準宅地の最低価格水準を参考に 800 円 / m<sup>2</sup>としております。

( 2 ) 事業地

項目	課税地目	課税地目の説明
事業地	牧場	家畜を放牧する土地
	境内地	境内に属する土地
	墓地	人の遺体を埋葬または遺骨を埋蔵する土地
	鉱泉地	鉱泉(温泉を含む)の湧出口およびその維持に必要な土地
	ゴルフ場の用地	ゴルフ場の用に供されている土地
	雑種地・ゴルフ場	
	ゴルフ練習場	ゴルフ練習場の用に供されている土地
	処分場	産業廃棄物処分場として利用されている土地
	雑種地(産)	
	学校用地	校舎、付属施設の敷地及び運動場
	公園	公衆の遊楽のために供する土地
	水道用地	専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場、水道線路に要する土地
	鉄軌道の用地	鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地
	鉄塔用地	鉄塔が設置されている土地
遊園地	遊園地の用に供されている土地	
鮭孵化場	鮭孵化場の用に供されている土地	

( 3 ) 山林の土地

項目	課税地目	課税地目の説明
山林の土地	山林	耕作の方法によらないで樹木の生育する土地
	一般山林	
	保安林	森林法に基づき保安林として指定された土地
	山林(砂)	砂防林が生育する土地
	介在山林	宅地への転用が見込まれる当社事故発生時点での利用状況が山林の土地
	宅地介在山林	
農地介在山林	農地への転用が見込まれる当社事故発生時点での利用状況が山林の土地	

なお、固定資産税評価額の単価が宅地同等水準( 800 円 / m<sup>2</sup> ) 以上の場合は準宅地として賠償させていただきます。

( 4 ) 原野等の土地

項目	課税地目	課税地目の説明
原野等の土地	上記以外	

なお、固定資産税評価額の単価が宅地同等水準（800円/㎡）以上の場合は準宅地として賠償させていただきます。

( 5 ) 立木

・土地および立木を所有されている場合

ご請求者さまの固定資産課税情報をもとに、所有されている土地が山林の土地の課税地目に該当することが確認できた場合には、当該土地上に人工林または天然林が存在しているとみなします。

なお、天然林・人工林については、森林簿等に記載されている情報をもとに確認させていただきます。

・立木のみを所有されている場合

立木のみを所有されているご請求者さまから、人工林または天然林であることをお申し出いただいた場合は、分収林契約書または立木の所有を証明する書類をお送りいただき、人工林または天然林であることを確認させていただきます。

以 上